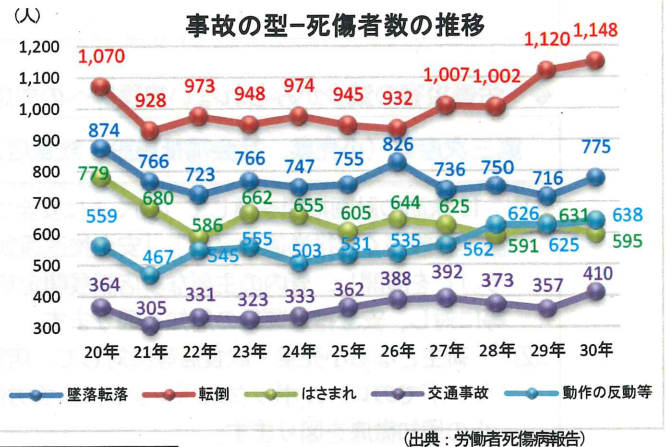
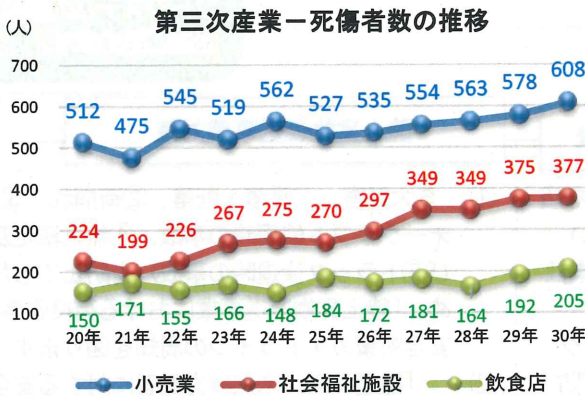
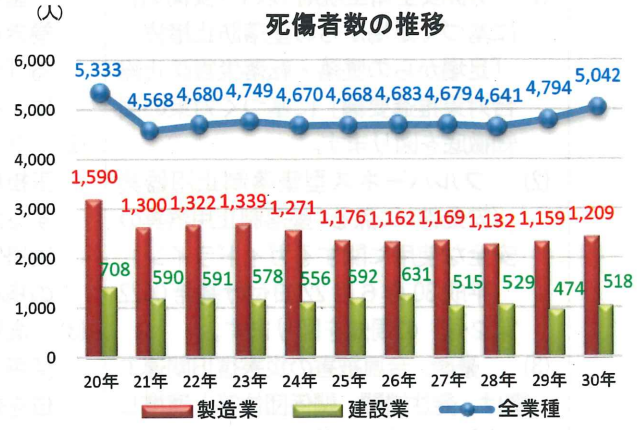
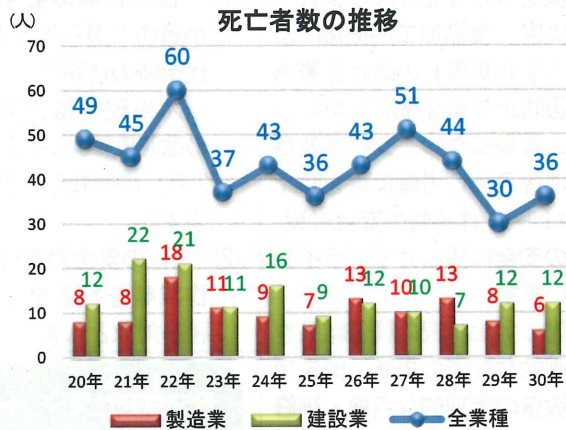


兵庫労働局労働基準部安全課

兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画（以下「13次防」といいます。）の2年目にあたり、初年度（平成30年度）増加した労働災害を減少させ、13次防の周知と目標達成に向け、労働災害防止対策の一層の推進を図ります。特に、安全確保の重要点である働く人の命を守るという原点に戻り、死亡災害の大幅削減に取り組みます。

## 1 現状と課題



### 死亡災害

平成30年における全産業の死亡者数は36人で、平成29年と比較して6人(20.0%)の増加となり、13次防初年度の減少目標であった死亡者数29人以下は達成出来ませんでした。「業種別」で見ると、製造業は6人で、前年の8人から2人(25.0%)減少しましたが、建設業は12人となり、平成29年の12人から減少はありませんでした。

製造業の死亡者6人のうち、はさまれ・巻き込まれ災害が2人、建設業の死亡者12人のうち、墜落・転落が6人と在来型災害による死亡災害が多発しました。

その他、陸上貨物運送事業で7人(対前年比3人増加)、第三次産業で10人(対前年比5人増加)と平成29年と比較して増加となりました。

「事故の型別」では、「墜落・転落」が13人で最も多く、次いで「交通事故」が11人、「はさまれ・巻き込まれ」が4人、「熱中症」が3人となりました。

### 死傷災害

平成30年における全産業の死傷者数は5,042人で、平成29年と比較して、248人(5.2%)増加しており、13次防の初年度の減少目標であった死傷者数4,746人を上回る結果となり、平成20年以降、5,000人を上回る死傷者数となりました。「業種別」で見ると、製造業は1,209人で、平成28年から2年連続の増加(対前年比4.3%増)となり、建設業は518人で、9.3%増加に転じ、陸上貨物運送業は653人で、5.5%増加となりました。

第三次産業のうち、小売業、社会福祉施設、飲食店は、増加する傾向に歯止めがかからず、平成20年以降、最多の死傷者数となり、中でも小売業の608人は、建設業よりも多く発生する結果となりました。

「事故の型別」では、「転倒災害」が1,148人で最も多く、次いで「墜落・転落災害」775人、「動作の反動・無理な動作」638人、「はさまれ・巻き込まれ災害」595人、「交通事故」410人となっています。

## 2 目標

2019年度は、「兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画」の2年目であることから、労働災害の減少目標（死亡者数を2017年と比較して2022年までに15パーセント以上減少、死傷者数を5パーセント以上減少）を達成するため、今年度は、「労働災害による死亡者数を28人以下、休業4日以上死傷者数を4,698人以下」とすることを目標として、以下の労働災害防止対策を積極的に推進します。

## 3 本年度の重点的取組

### ◆ 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進 ◆

建設業対策	製造業対策	林業対策
<p>(1) 労働安全衛生規則（以下「安衛則」）に基づく足場からの墜落防止措置、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく対策の周知徹底を図ります。</p> <p>(2) フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）に係る「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）の周知を図ります。</p> <p>(3) 豪雨、台風被害の災害復旧関連工事は、発注機関、関係団体等と連携して労働災害防止対策を徹底します。</p>	<p>(1) 重篤な機械災害となる「はさまれ・巻き込まれ災害」、食品加工用機械による「切れ・こすれ災害」の防止を重点に、労働災害防止対策を徹底します。</p> <p>(2) クレーン、移動式クレーン作業及び玉掛け作業に係る死亡労働災害を防止するため、クレーン作業時の安全対策、玉掛け作業の安全に係るガイドラインの指導を行います。</p> <p>(3) 高経年設備の劣化状況の調査結果を活用し、計画的な設備の更新、優先順位を付けた設備の定期的な点検・補修等の実施について指導します。</p>	<p>(1) 伐木作業の安全対策が適切に図られるよう、伐倒時の危険防止、かかり木処理の禁止事項等の改正安衛則（平成31年2月）の周知徹底を図ります。</p> <p>(2) (1)の安全対策は伐木作業等を行う全ての業種を対象とします。</p>

リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムの普及・促進に努めます。

### ◆ 労働災害の減少がみられない業種等への対応 ◆

第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）対策	陸上貨物運送事業対策
<p>(1) 13次防の計画期間を通じて「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動（以下「安全推進運動」という。）」を展開し、管内の主要な多店舗展開企業等の本社等に対し、安全推進運動の周知を図ります。</p> <p>(2) 荷主となる小売業・飲食店等に対して、店舗バックヤードでのロールボックスパレットによる労働災害防止の周知徹底を図ります。</p>	<p>(1) 5大災害（①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走及び⑤トラック後退時の事故）を防止するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を図ります。</p> <p>(2) 「陸運業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」の周知を図ります。</p>

### ◆ 業種横断的な労働災害防止対策の推進 ◆

転倒災害防止対策 (STOP! 転倒災害プロジェクト)	交通労働災害防止対策	非正規雇用労働者等の労働災害防止対策
<p>(1) 労働災害防止団体等とも連携し、「今後の転倒災害防止対策の推進について」（平成28年1月13日付け基安発0113第5号）に基づき、「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知、指導を行います。</p> <p>(2) 転倒による災害事例を示し、身近な取組事例を紹介することにより、4S活動やKY活動の推進を図ります。</p>	<p>(1) 春、秋の交通安全運動実施期間、全国安全週間及び同準備期間等の機会を捉え、警察署、関係行政機関等とも連携して、広く「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正）の周知啓発を図ります。</p>	<p>(1) 高年齢者に配慮した安全推進運動の周知に併せて「エイジアクション100」の周知を図ります。</p> <p>(2) 「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」（平成27年9月30日付け基発0930第1号）等に基づき、特に派遣労働者に対する安全衛生教育等の周知、指導を図ります。</p> <p>(3) 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成19年8月3日厚生労働省告示第276号）に示す安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施等の周知、指導を図ります。</p>

